

【応急対策】

基本方針

- 1 要配慮者の安否確認を確実に実施する
- 2 避難先での要配慮者への支援を実施する
- 3 福祉避難所の開設及び充実を図る

基本方針1 要配慮者の安否確認を確実に実施する

1 要配慮者の情報伝達

- ・ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 食糧物資調達 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者への情報伝達を実施する ○ 都が実施する、在住外国人への情報提供を実施する ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換を実施する ○ 多摩市国際交流センターとの連携を図る

- ・ 詳細な取組内容

1 要配慮者への情報の伝達

福祉医療対策部長は、統括対策部と連携して、自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時または災害発生の恐れがある場合、要配慮者及び社会福祉施設等の利用者が、早めに避難準備及び避難ができるよう早期の情報伝達に努める。

また、要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、早い段階での避難行動を促進できるよう、情報伝達においてわかりやすい表現、高齢者や障がい者にも適した情報伝達、多様な手段の活用による情報伝達を実施する。

2 外国人の情報収集等に係る支援

- 多摩市国際交流センター等の外国人支援団体等と連携し、市内在住外国人に対し、災害情報の提供を行う。
- 災害時において、避難所等に設置する相談所では、多摩市国際交流センター等の協力による多言語での各種の情報提供や市内在住外国人向けの相談等を実施する。
- 外国語を活用するボランティアが不足した場合は、外国人災害時情報センターへ東京都防災（語学）ボランティアの派遣要請を行う。

2 要配慮者の安全確保

・ 対策内容と役割分担

要配慮者は、災害発生時または災害発生の恐れがある場合に、災害情報の把握及び避難に時間を要することが想定される。

このため、市は自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮した上で、平時より要配慮者に関する情報の把握に努める。災害発生時には、これらの情報に基づき迅速に安全確保、安否確認、避難支援、情報提供等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	○ 避難行動要支援者への安全確保を実施する ○ 安否確認を実施する

※ 要配慮者の安全確保や各種対策は、多くの人員を必要とし、ケアすべき課題が数多く存在することから、各対策部は、福祉医療対策部と十分に連携を図り、実施するものとする。

・ 詳細な取組内容

1 避難行動要支援者の安全確保

(1) 要配慮者への安全確保

避難行動要支援者に対し、自主防災組織や社会福祉関係団体等による避難支援及び安全確保を実施する。

なお、避難行動要支援者の支援は、避難支援者(サポーター)本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ったうえで行うこととなる。そのため、平時のうちから避難行動要支援者及び避難支援者(サポーター)に対して、災害時の避難行動の支援は必ずなされるものではなく、また、避難支援者(サポーター)は、法的な責任や義務を負うものでなく、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う旨を周知する。

(2) 地域における安全確保

自主防災組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署等に協力し、事前に把握している情報をもとに避難支援を行う。そのため、市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者(サポーター)に対し避難行動要支援者名簿情報を提供するほか、避難支援者(サポーター)は個別支援計画等の情報を活用し、避難支援を行う。

2 安否の確認の実施

福祉医療対策部長は、避難所責任者、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、要配慮者の所在及び安否の確認を行う。

(1) 指定避難所での所在確認

避難所施設対策部と連携し、避難者名簿に基づき要配慮者を把握する。

(2) 在宅している要配慮者の安否確認

福祉医療対策部長は、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している要配慮者の安否確認に努める。

(3) 避難所及び居宅で所在・安否が確認できない場合

福祉医療対策部長は、避難所及び居宅で所在及び安否が確認できない場合、社会福祉施設等へ問合せを行い、それでも安否が確認できない場合は、行方不明者として報告する

3 社会福祉施設等での安否確認

福祉施設入居者については、適切な時期に、各施設長を通じ、安否確認を実施する

基本方針2 避難先での要配慮者への支援を実施する

3 避難所等における応急支援対策

- ・ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所における応急支援を実施する ○ 指定避難所以外での支援を実施する

- 詳細な取組内容

1 避難所における応急支援

(1) 避難所アセスメントシートの作成

福祉医療対策部長は、応急的な介助支援措置の必要性を把握するために、次の事項が記載されている、「施設・避難所等ラピッドアセスメントシート」を作成する。なお、同シートの作成にあたっては、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

- 避難所単位で作成する。(指定避難所・福祉避難所)
- 必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に作成する。
- なお、調査項目は「令和2年5月7日事務連絡 厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室」から発出された「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて(情報提供)」を参考とする。

(2) 応急支援の実施

福祉医療対策部長及び避難所施設対策部長は、要配慮者の避難所における生活を支援するに当たり、以下の応急支援を実施する。

① 必要な設備及び生活スペース等の確保

【設備】

段差の解消及び手すり等の設置、専用トイレの整備(仮設トイレ、ポータブルトイレ等)、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・つえ等の介助用具の確保、マットレスや

畳部間仕切り・カーテン等の設置、入浴の確保、授乳場所の確保屋等の確保、妊産婦用のマットや組立式ベッド等

【生活スペースの確保における配慮】

スペースの割り当て(区画スペースの提供)、冷暖房等の配慮(適切な室内温度の調節)、プライバシー・トイレの配慮、付添い人への配慮等

② 必要物資の配給

【飲料水・食料】

初動活動期:飲料水及び食料(おかゆ、粉ミルク等)の優先的な配給

応急活動期:炊き出し等による要配慮者の状態を考慮した食料の配給

(塩分、油分、野菜不足、暖かい食事、軟らかい食事、栄養食品(妊産婦用)等)

【生活物資】

紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保

③ ボランティアの配置

手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害時ボランティアセンターを通じて介手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害時ボランティアセンターを通じて介護・介助、手話等必要な人員を確保し配置する。

④ その他避難所での配慮

- 健康状態のチェック、健康診断や相談対応、聴覚障がい者向け掲示板の設置等、要配慮者の状態を考慮した情報提供
- 避難所での生活が困難な人の二次避難所への移送
- 心のケア対策の実施心のケア対策の実施
避難所で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回
- ケアサービスの実施避難所で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回ケアサービスの実施
- 要配慮者に対する必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用

2 その他、生活支援・福祉サービスの提供

(1) 要配慮者に配慮した福祉避難所等の運営

- 避難者同士が要配慮者の避難生活を支援する環境を構築する。
- 指定避難所の運営における要配慮者の支援者等の参画を推進する。
- 通路等の段差解消、幅員の確保(バリアフリー化)、洋式トイレ等の設置に配慮する。
- やわらかい食事、介護用おむつ等の専用物資を調達する。
- 必要に応じ、介護職員等の派遣を要請する。
- 必要に応じ、福祉避難所等へ移送を要請する。
- 巡回相談や相談窓口等を設けて、ニーズを把握する。
- 要配慮者(外国人を含む)への情報提供(情報保障)の充実に努める。

3 指定避難所以外での支援

(1) 在宅している要配慮者の応急支援

福祉医療対策部長は、自主防災組織及び福祉団体の報告等により、避難所等での受け入れが望ましい在宅している要配慮者が把握された場合、その状況に応じて避難所・福祉避難所、または医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保する。

在宅する要配慮者に対しては、以下の応急支援を実施する。

- 住宅及び居住者の安全確認住宅及び居住者の安全確認
- 情報サービスの提供情報サービスの提供
- 精神的な不安の排除(声かけの実施)
- ホームヘルプサービスの提供
- 入浴サービスの提供
- 移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣移動サービスの提供
- 配食サービス・日用品・補装具等の提供
- 保健・医療の提供保健・医療の提供

基本方針3 福祉避難所の開設及び充実を図る

1 福祉避難所等確保

- ・ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所等の確保 避難所における福祉的避難所としての機能確保 ○ 福祉避難所の開設 福祉避難所以外では対応できない場合

- 詳細な取組内容

1 福祉避難所等の確保

(1) 公共施設の活用

市施設のうち、避難所として、小中学校等と同じ時期に、以下の施設を福祉的避難所として開設する。

(2) 避難所における福祉的避難所としての機能確保

指定避難所内に、福祉的避難所としての機能を有する場所を確保し、他の避難者とは別の場所で収容し、要配慮者への配慮を行う。

2 福祉的避難所の開設

福祉医療対策部長は公共施設の管理者と連携し、発災後、速やかに福祉的避難所を開設する。

3 福祉避難所の開設

福祉医療対策部長は、指定避難所及び福祉的避難所の開設に続き、市協定事業者へ福祉避難所の開設を依頼する。

被災した要配慮者は家族等の同伴による入所を基本とし、家族以外の支援者がいる場合は、家族と同様の取扱いとする。

なお、同伴する家族等は、必要最小限とし、要配慮者の身の回りの世話ができる人とする。

4 福祉避難所では対応できない場合

福祉医療対策部長は、要配慮者の福祉避難所での受け入れが困難な場合、または福祉避難所での介助等の措置ができない場合は、以下のように受け入れの先を確保する。

- 市内の病院等への特別受け入れ要請
- 都への他市町村社会福祉施設への特別受け入れ要請
- 都日赤、医師会等へ市外老人ホーム・病院への特別受け入れ要請
- 民間アパート、家庭での受け入れ募集、あつせん

2 福祉避難所等への移送及び物資供給

- ・ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所等への移送 ○ 福祉避難所等における生活救援物資等の供給

- 詳細な取組内容

1 福祉避難所等への移送

福祉医療対策部長は、福祉避難所が確保され次第、統括対策部及び関係機関に要請して、随時要配慮者を移送する。主に次の方法で実施する。

- 災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- 障がい者支援組織等による移送措置
- 避難所入所者の協力支援による移送措置
- 市内タクシー事業者による移送措置
- 高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置その他可能な手段による移送措置
- 福祉医療対策部長は、福祉避難所等への移送に際し、引率者を同乗させる。

2 福祉避難所等における生活救援物資等の供給

市は、福祉避難所等からの要請があった場合、以下に示すような物資をはじめとする必要物資の配給を行う

また、市が要配慮者を移送する場合は、できる限り物資の輸送を同時に行う。

飲料水・食料・生活必需品(毛布、マット、オムツ)等

